

## 愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例（抜すい）

（政務調査費の交付）

第二条 政務調査費は、議会における会派（その所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）及びその所属議員に対し、交付する。

一部改正〔平成二三年条例三一号〕

（政務調査費の額等）

第三条 政務調査費の額は、会派の所属議員一人当たり月額五十万円とする。

2 会派は、前項に規定する所属議員一人当たりの金額を、会派に配分する額及びその所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。

3 会派に対する政務調査費の額は、前項の規定により会派に配分する額として区分された額に、毎月の初日におけるその所属議員の数を乗じて得た額とする。

4 会派の所属議員に対する政務調査費の額は、第二項の規定によりその所属議員に配分する額として区分された額とする。

5 月の中途において、議会の議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議会の議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合には、当月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派が解散し、又は会派が第二項の規定により区分した政務調査費の配分額を変更した場合も、同様とする。

6 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

一部改正〔平成二三年条例三一号〕

（会派の届出）

第四条 会派は、会派及びその所属議員が政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を議会の議長に届け出なければならない。

一 会派の名称

二 代表者の氏名

三 政務調査費経理責任者の氏名

四 所属議員の数及び氏名

五 前条第二項の規定により区分した政務調査費の配分額

2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。

3 第一項の規定により届け出られている会派が解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。

一部改正〔平成二三年条例三一号〕

## 大阪府政務調査費の交付に関する条例（抜すい）

### （会派に対する政務調査費）

第三条 会派に対する政務調査費の月額、五十九万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務調査費の月額を減じた額に当該所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。
- 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の額については、これらの事由が生じなかったものとみなして算定する。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。
- 4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（平二一条例六一・一部改正）

### （議員に対する政務調査費）

第四条 議員（会派に所属しない議員を除く。）に対する政務調査費の月額は五十九万円を限度として会派が一律に定める額とし、会派に所属しない議員に対する政務調査費の月額は四十九万円とする。

- 2 任期開始の日が月の途中である議員には、当該月の政務調査費は交付しない。
- 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の額については、これらの事由が生じなかったものとみなして算定する。
- 4 政務調査費の交付を辞退しようとする議員は、あらかじめ、書面によりその旨を大阪府議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

（平二一条例六一・一部改正）

### （会派の届出）

第五条 議員が会派を結成したときは、代表者及び政務調査費経理責任者並びにその所属議員に対する政務調査費の月額を定め、その代表者は、会派結成届を議長に提出しなければならない。

- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、その代表者は、会派解散届を議長に提出しなければならない。

（平二一条例六一・一部改正）

## 兵庫県政務調査費の交付に関する条例（抜すい）

（政務調査費の額等）

第3条 政務調査費の額は、月の初日に在職する議員1人につき月額500,000円とする。

2 会派及び会派の所属議員に係る政務調査費の額は、前項に規定する議員1人当たりの月額を会派が会派に交付する額（以下「会派交付月額」という。）と会派の所属議員に交付する額（以下「所属議員交付月額」という。）に一律に区分するものとし、次の各号に掲げる政務調査費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、会派交付月額及び所属議員交付月額は、年度途中において変更することはできない。

(1) 会派に係る政務調査費 会派交付月額に月の初日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額

(2) 会派の所属議員に係る政務調査費 月の初日に在職する議員1人につき所属議員交付月額

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は兵庫県議会（以下「議会」という。）の解散があった場合には、当月分の政務調査費の額については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。  
一部改正〔平成22年条例37号〕

（会派の届出）

第4条 議員が会派を結成し、会派及び会派の所属議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、政務調査費経理責任者の氏名、所属議員数、所属議員氏名並びに会派交付月額及び所属議員交付月額を記載した会派結成届を兵庫県議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出のあった会派が解散したときは、その代表者は、解散した会派の名称及び解散した年月日を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

一部改正〔平成22年条例37号〕

## 滋賀県政務調査費の交付に関する条例（抜すい）

（会派および会派に所属する議員に係る政務調査費）

- 第3条 会派および会派に所属する議員（月の初日に会派に所属している者に限る。以下「所属議員」という。）に係る政務調査費の総額は、所属議員1人当たり月額30万円とする。
- 2 会派は、前項に規定する所属議員1人当たりの月額を会派に配分する額と所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。
  - 3 会派に係る政務調査費は、前項の規定により会派に配分する額として区分した額に所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
  - 4 所属議員に係る政務調査費は、第2項の規定により所属議員に配分する額として区分した額を所属議員に対し交付する。
  - 5 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派からの脱会もしくは除名または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の第1項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、または会派が解散した場合も同様とする。
  - 6 第3項に規定する所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

全部改正〔平成20年条例79号〕

（会派に所属しない議員に係る政務調査費）

- 第4条 会派に所属しない議員（月の初日に会派に所属していない者に限る。以下この条において同じ。）に係る政務調査費は、議員1人当たり月額20万円とし、当該議員に対し交付する。
- 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派への入会または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の前項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

全部改正〔平成20年条例79号〕

（会派の届出）

- 第5条 議員が会派を結成したときは、代表者および政務調査費経理責任者ならびに第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派結成届を滋賀県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。
- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派異動届を議長に提出しなければならない。
  - 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派解散届を議長に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年条例79号〕